

## 1. 監査指導の結果について

### ① 私立認可保育所

	施設数	実施数
令和2年度実施	11	9

### ② 私立認定こども園

	施設数	実施数
令和2年度実施	3	3

### ③ 私立新制度移行幼稚園

	施設数	実施数
令和2年度実施	2	0

### ④ 私立小規模保育事業所

	施設数	実施数
令和2年度実施	6	6

## 2. 主な指摘事項について

- ・拠点区分間の借入金は、やむを得ない場合に年度内清算に限って認められるものであり、何年間も貸借対照表に計上されることは会計上誤りであり、改善が求められる。  
各施設に支弁された委託費等は、各施設のために使われるべきものであり、他施設の赤字補填や目的外使用に使われるべきではないことを十分認識するべきである。
- ・経理規程における随意契約の定めについて、一定金額を超えない場合、単者との随契契約が可能となっているが、国通知文及びモデル経理規程を参考に経理規程の全体的な確認が求められる。
- ・業務委託費や他の支出について、同規模の他施設と比較して高額なものが見受けられるので、見積合わせをするなど、適切な価格の比較検討を実施すること。
- ・施設において、法人理事長が代表を務める会社等との業務委託契約は利益相反に該当する。今後、取引等を解消する、又は、理事会に諮り、当該取引等について重要な事実を開示し承認を得る（この決議に当該理事長は出席できない）とともに、取引終了後に遅滞なく理事会に報告するかいずれかの対応がするべきである。

- ・通常の研修に加えて、様々な課題や賃金改善のため、キャリアアップ研修を今後積極的に受講されることが求められる。
- ・受講した研修資料は、個人保管するよりも研修報告書と一緒に綴り、職員間での情報提供を行うことが望ましい。
  
- ・お盆や3月31日等を休園日と設定しているが、保育所は土曜日やお盆等にも保育を提供する義務があり、当該費用は施設型給付費に含まれている。施設の都合で希望保育日として扱う場合は、保護者からの希望を必ず確認し、1人でも希望者がいれば開園し、保育を実施しなければならない。
- ・日報等に記録しているヒヤリハットを独立させ、ヒヤリハット集として職員全てが事例として把握しやすくなる工夫が望ましい。
  
- ・保育園の自己評価を毎年実施し、常に質の改善を進めること。
- ・避難及び消火訓練は毎月実施しているが、不審者対応訓練を月1回の訓練に組み込んでいるので、非常災害訓練を毎月実施した上で、不審者対応訓練を実施すること。
- ・保護者や利用申込者等が施設を選択するために重要な情報を提供するため、施設の見やすい場所に重要な事項を記した書面等を掲示するか閲覧できる状態にしておくこと。
- ・卒園児が小学校等と円滑に接続できるよう、密接な連携の構築に努めること。
- ・重要事項説明書における個人情報の利用する場合の記述について、小学校や他の保育施設等に園児の情報提供をすることを想定した文言を追加し、保護者の同意を得ることが求められる。
- ・苦情解決を円滑・円満にはかり、利用者保護の観点から公正・中立な立場の第3者委員の設置が求められる。